

福岡城・鴻臚館エリアにおける 光のイベント実施による賑わい創出業務委託 提案競技実施要項

令和 7 年 7 月

福岡市経済観光文化局地域観光推進課

【資料】

- 資料 1 提案競技実施要項
- 資料 2 企画提案書作成要領
- 資料 3 評価項目配点表
- 資料 4 - 1 仕様書
- 資料 4 - 2 イベント電源盤 図面

【様式】

- 様式 1 提案競技質問書
- 様式 2 提案競技参加申込書
- 様式 2 - 1 委任状
- 様式 2 - 2 誓約書
- 様式 2 - 3 役員名簿
- 様式 2 - 4 共同事業体構成団体一覧ひな形
- 様式 2 - 5 共同事業体協定書ひな形
- 様式 2 - 6 個人用財務諸表
- 様式 3 同類又は類似業務の実績表
- 様式 4 提案競技参加辞退届

本提案競技実施要項（以下、「本要項」という。）は「福岡城・鴻臚館エリアにおける光のイベント実施による賑わい創出業務委託」（以下、「本業務」という。）の提案競技に関し、企画提案に必要な仕様（1～7）及び募集内容（8～18）について定めるものである。受託事業者決定後、委託契約を締結する際には、本市と受託者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

1 件名

福岡城・鴻臚館エリアにおける光のイベント実施による賑わい創出業務委託

2 業務の目的

福岡市では夜間の観光振興の一環として、博多旧市街におけるライトアップイベントの実施、福岡城における園路照明およびイベント時に使用できる電源設備の整備、屋台をはじめとした夜の街歩きや夜間イベントに関する情報発信などに取り組んでいる。

本業務では、インバウンドのニーズが高い歴史資源と、国内外問わず集客力のある光の演出という要素を組み合わせ、「福岡城・鴻臚館エリアにおける光のイベント」を実施することで福岡市の夜の魅力をアピールするとともに、福岡城を光で演出し賑わいを作ることで、福岡市の夜の回遊先の選択肢を増やし、福岡城の認知度向上と誘客を図る。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

※なお、福岡市において令和8年度以降も本件事業を実施することとし予算措置がなされ、かつ、受託事業者において今回の業務の履行状況が良好であると認められる場合は、最大3回（令和9年度）まで随意契約の相手方となることができる。

4 提案限度額

上限額 44,300,000円（消費税及び地方消費税額含む）

※上限を超える場合は、失格とします。

5 事業概要

(1) 実施エリア

福岡城・鴻臚館エリア（主に本丸・二の丸エリア）

※図1参照

※詳細は事業者提案を踏まえ、市及び関係者との協議により決定

(2) 内容

- ① 福岡城・鴻臚館エリアにおける、光による演出と賑わいづくりによる集客の企画、広報及び運営
- ② 実施報告書の作成
 - ・実施内容の振り返り及びとりまとめ
 - ・来場者数や属性を把握するためのアンケート等の実施及び集計 等

(3) 開催時期

令和7年11月（1か月程度）

※12月下旬までの実施についても提案可能。

※詳細は市との協議により決定する。

(4) ターゲット

インバウンドを中心とした観光客及び市民

【図1】



6 業務内容

(1) 実施計画書の作成

実施計画書は以下の構成で作成するものとする。

① 基本事項

イベント開催のコンセプト・テーマ、準備スケジュール等、基本事項を記載すること。
また、実施計画書の作成からイベントの運営まで、本業務に係る全ての費用の積算を行うこと。

② 会場計画

会場の位置図、会場レイアウト、装飾・演出（デザイン制作を含む）、設備、電源、通信、備品などの会場設営に必要な事項を記載すること。

③ 設計図面

電気配線的设计・系統図、及び地面等へ固定する工作物の設計図を作成すること。

④ 運営計画

運営体制、来場者対応、資機材搬出入管理、清掃・廃棄物処理等、イベント運営に必要な事項を記載すること。

⑤ 警備計画

来場者導線管理、場内整理、誘導など警備上必要となる事項を記載すること。

⑥ 安全対策基本計画

大規模災害対策、テロ対策、医療・救護体制など想定される緊急事案の整理とその対策について記載すること。

⑦ 広報計画

イベントの事前告知及び当日の開催状況等の周知を行うために必要となる事項（専用サイトの制作、SNSやポスター・フライヤー等を活用したプロモーション、メディア（TV、新聞等）の活用等）を記載すること。

なお、広報の手段として、市政日より、市のホームページへのイベント情報の掲載及び市の保有する掲示板等広告の掲出が可能な場所を使用することができる。

(2) 実施計画に基づくイベントの運營業務

実施計画に基づき、会場設営、運営体制の確保、資機材の調達、コンテンツの制作、出展・出演者調整、イベント実施、関連事業者との調整等、イベントに係る運營業務の一切を行うこと。

また、運営にあたっては、資機材の搬出入やスケジュール等を示した運営マニュアルを作成すること（設営、撤去、平日・土日等、それぞれの場合に応じて作成すること）。

(3) 本業務の目的を達成するために必要な交渉・調整業務

実施計画書の作成及び本イベントを運営するにあたり、地域、警察、保健・衛生当局、施設管理者、出演者等の関係者と必要な交渉及び調整（申請・届出等を含む）を行うこと。

また、同時期に開催される市のイベントがある場合は、市及び関係者との協議が必要となるため、円滑な実施及びそれぞれの集客の向上につながるよう調整、協力すること。

(4) 必要な許認可等の調査・申請

本イベントを運営するにあたり必要となる許認可等の調査を行い、速やかに手続きを行うこと。

(5) 実施報告書の作成

来場者数や属性を把握するためのアンケート等の実施及び集計を含め、本業務における実施結果を取りまとめるとともに、業務全体を振り返って次回につながる改善点等の提案を行うこと。

(6) その他、本業務の目的を達成するために必要な業務

本公募要項に定めのない事項については、本市と受託者で協議の上決定する。

7 企画提案において求める内容

(1) イベントの実施内容

福岡城・鴻臚館エリアを会場に、インバウンドのニーズが高い歴史・文化資源と、国内外問わず集客力のある光の演出という要素を組み合わせたイベントを提案すること。

・イベント演出について

福岡城・鴻臚館エリアが会場であることを考慮した内容とした上で、観光の目玉として

歴史・文化を楽しむことができ、当該エリアへの来訪の促進に資するものを提案すること。

- ・実施場所及び動線について

予算の限度内で、集客につながる魅力的な演出を行うためにも、集中的に演出を行うメインエリアと、明治通り等からメインエリアへ誘客するための動線の演出を併せて提案すること。

※集客につながる魅力的な演出をすることが重要であるため、必ずしも【図1】提案可能な範囲を全面的に使うことを求めるものではない。

- ・賑わいと集客につながるコンテンツについて

光による演出以外にも、賑わいと集客につながるコンテンツを【図1】提案可能な範囲での実施について提案を行うこと。

※ただし、当該範囲内でもすでに別のイベント等の実施が決定している場合があるため、確認のうえ、それらを踏まえた内容を提案すること。

- ・イベント演出時間と実施回数について

イベントの実施は定時実施を基本とし、演出の内容、実施回数、時間等について、ターゲットに対してどのような点が効果的なのか、理由を含めて提案すること。

- ・福岡城内は文化財保護法により史跡として指定されていることから、提案内容の実現に必要な機材等の設置、その他設営に際しては、史跡の保護に支障をきたすことがなく、実現可能な内容を提案すること。

- ・本件イベントでの集客人数についてKPIを示すこと。

- ・今後3年間、購入した照明機器等を蓄積するなどして、イベントの実施エリアを順次拡大していくことを想定して、イベントの今後の展開について提案すること。

【その他諸条件】

- ・利用可能時間

舞鶴公園の利用可能時間は原則9時～21時（1/4～12/28）であるが、企画提案に際しては任意の時間を提案するものとし、契約後に関係者の了承を得た上で決定する。

- ・イベントの実施期間

イベントの実施期間は、連続した日程で実施することを基本とするが、資器材の調整等で休演日を設けることも可能とする。ただし、詳細は関係者の了承を得た上で、本市と受託者が協議し、契約後に決定する。

- ・入場料

本イベントにおける入場料は無料とする。

- ・公園使用料

福岡市公園条例第21条の規定により、免除とする。

・ イベント電源

福岡城本丸に設置しているイベント電源盤（資料4参照）について、S-1、S-2、S-3のイベント電源盤は利用可能である。詳細は市との協議により決定する。

(2) 広報・プロモーション

- ・ 本事業においてターゲットとする、インバウンドを中心とした観光客及び市民に対するの広報の方法について、効果などの理由を含めて提案を行うこと。
- ・ 広報の実施におけるKPI（例：SNSの投稿数、PV数など）もあわせて提案すること。

(3) 効果検証

来場者数や属性等を把握し、本事業の効果を検証するための方法を提案すること。

(4) 運営体制

運営体制について提案すること。

- ・ 運営責任者を設置し、原則として契約開始から事業完了まで交代は行わないこと。
- ・ 本業務全体を円滑に運営するため、必要なスタッフの手配、管理、運営を行うこと。
- ・ 本業務が円滑に実施され、高い効果を見込むことが可能な体制を構築すること。
- ・ 緊急時等の危機管理対応を含め、安全かつ確実に業務が実施できる体制を構築すること。

(5) 運営スケジュール

契約後、事業実施から事業完了までの全体スケジュールを示すこと。

(6) 追加提案

上記記載内容のほか、本業務の実施にあたり効果的と考えられる事業者独自の取組みについて、積極的に提案すること。なお、有料での飲食・物販、体験コンテンツ等の実施は可能とする。

(7) 見積書

本イベントの実施にあたっては、予算を十分に活用した上で、さらに充実した内容とするために協賛金を獲得も積極的に検討すること。

8 留意事項

- (1) 受託事業者決定後、委託契約を締結する際には、発注者である本市と受託者が協議の上、提案内容に基づき契約用の仕様書を定めることとする。ただし、協議及び関係機関等との調整の結果により、提案内容から変更することがある。
- (2) 提案を行うにあたっては、事前に「舞鶴公園イベント利用の手引き」を必ず一読すること。

※『舞鶴公園 イベント利用の手引き』の掲載URL

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/koenkanri/midori/maiduru-event.html>

- (3) 舞鶴公園内は、24時間開放された公園で、早朝から深夜まで一般の来園者が訪れるため、設置物に関しては一般の来園者の通行等に支障をきたさないようにすること。
- (4) イベント開催時間内外に関わらず、緊急車両が通行できる措置を取ること。
- (5) 福岡城内は文化財保護法により史跡として指定されていることから、提案内容の実施内容に際して文化庁の許可が必要となる場合があり、工作物の設置及び管理については、史跡の保護に支障をきたすことのないよう、福岡市経済観光文化局史跡整備活用課と協議のうえ、十分な対策を講じる必要がある。
- (6) 鴻臚館広場等、公園敷地内で工事、イベント、大会等が実施されている場所があるため、それらに配慮して事業を実施すること。
- (7) 本要項に記載されていない事項で、本業務実施のために必要な業務は、受託者決定後に本市と受託者が協議の上決定する。
- (8) 受託者が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で本市に提出し、承認を得ること。
なお、受託者は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が本市の委託に係るものであること、受託者及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知すること。
- (9) 著作権等の取扱いについては下記のとおりとする。
 - ① 本業務を通じて制作した、成果物（クリエイティブ・写真・記事等）については、本市の観光プロモーション等を行う上で、加工も含めて使用できるものとする。
 - ② 成果物のうち、第三者が有する著作物等（以下、「既存著作物」という）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
 - ③ 成果物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。

9 提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することができない。

なお、複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JVのすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。また、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス
<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

10 提案競技スケジュール

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年7月 8日 (火) |
| (2) 質問書提出締切 | 7月14日 (月) 15時まで |
| (3) 質問回答 | 7月17日 (木) 予定 |
| (4) 提案競技参加申請書提出締切 | 7月22日 (火) 15時まで |
| (5) 企画提案書提出締切 | 8月 1日 (金) 15時まで |
| (6) 一次審査結果通知 | 8月 6日 (水) 予定※参加者多数の場合 |
| (7) 審査（オンラインプレゼンテーション） | 8月 8日 (金) 予定 |
| (8) 事業者決定及び通知 | 8月13日 (水) 予定 |
| (9) 契約締結 | 8月13日 (水) 以降 |

11 質問書の提出

- (1) 提出締切
令和7年7月14日 (月) 15時まで
- (2) 提出先
「14 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。
- (3) 提出方法
様式1「質問書」により、電子メールにて提出すること。その際、提出した旨、電話にて連絡をすること。
- (4) 質問への回答
令和7年7月17日 (木) に下記福岡市ホームページ上に掲載を予定している。
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

(5) 現地及び舞鶴公園管理事務所への確認について

福岡城エリアの現地確認は各事業者において実施可能であるが、園内の利用に関する質問を舞鶴公園管理事務所に直接行う場合は、事前に来訪する旨等電話連絡を行うこと。

【連絡先】舞鶴公園管理事務所 電話：092-781-2153 (担当：筒井)

12 参加申請書の提出

- (1) 提出締切
令和7年7月22日 (火) 15時まで (郵送の場合は必着)

(2) 提出先

「14 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。

(3) 提出方法

(4)に記載の書類について、原本を郵送もしくは持参にて提出すること。なお、郵送する場合は、特定記録または簡易書留とすること。

(4) 提出書類

以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑨の提出を免除する。(②～⑤は、契約締結日までに提出することも可とする。)

① 提案競技参加申請書 (様式2)

注) JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成すること(書式は自由)。なお、その場合、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

② 登記事項証明書 (法人の場合)

注) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書 (個人の場合)

注) 本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注) 法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注) 本市内に本店または支店・営業所等を有する者については、本市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

注) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥ 委任状 (様式2-1号)

注) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式2-1号により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書 (様式2-2号)

注) 様式2-2号に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿 (様式2-3号)

注) 様式 2-3 号に、代表者及び役員 (⑥の委任状を提出する場合は代理人 (支店長、営業所長等) を含む。) の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注) この情報は、本市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

注) 直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注) 個人の場合は、様式第 1-5 号をもとに作成のうえ提出すること。

13 提案競技企画提案書の提出

(1) 提出締切

令和 7 年 8 月 1 日 (金) 15 時まで (郵送の場合は必着)

(2) 提出先

「14 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。

(3) 提出方法

企画提案書の原本及びデータを下記に従って提出すること。

① 原本

郵送もしくは持参にて提出すること。なお、郵送する場合は、特定記録または簡易書留とすること。

② データ

電子メールにて提出すること。データは PDF 形式とし、ZIP ファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_企画提案書」(※ () は各々必要事項を記載) とすること。

(4) 企画提案書の作成

企画提案書作成要領 (資料 2) に従って作成すること。

(5) 提出部数

① 原本

正本 1 部、副本 10 部

② データ

正本、副本各 1 ファイル

14 提出先及び問い合わせ先

〒810-8620

福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部地域観光推進課

TEL : 092-711-4984 (直通)

メールアドレス : chiikikanko.EPB@city.fukuoka.lg.jp

15 審査

(1) 一次審査 (書類審査)

提案者が多数である場合、提出書類をもとに書類審査を行い、事業者選定委員会（オンラインプレゼンテーション）参加対象者を5社程度に選抜する。選考結果は、審査後速やかに全提案者へ通知を行う。なお、審査結果に関する異議・質問等については一切受け付けない。

結果通知：令和7年8月6日（水）（予定）

(2) 事業者選定委員会（オンラインプレゼンテーション）

最優秀提案者を選考するために設置される提案競技選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、評価項目配点表（資料3）に基づき、企画提案書の内容を審査し、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

※評価が一定基準に満たない場合には、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

プレゼンテーションはオンラインで行うものとし、契約を締結した場合に当該事業を主に担当するものが説明を行うこと。

なお、プレゼンテーションの詳細な時間・実施方法は、対象事業者に電子メールにて通知する。

① 日時

令和7年8月8日（金）（予定）

② 時間

25分（説明15分・質疑応答10分 ※事業者数によって時間を変更する場合あり）

※プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこと。

(3) 結果通知

令和7年8月13日（水）以降に電子メールで担当者に連絡する。また、あわせて本市ホームページにおいても公表する。

なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。

※審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でない認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

16 採点方法及び契約相手方の決定方法

(1) 採点方法

評価項目配点表（資料3）の配点により、提案内容がどの程度優れているかを採点し、最優秀提案者を契約相手方候補とする。

(2) 配点

各項目の配点および価格点の算出方法は、評価項目配点表（資料3）のとおり。

(3) 最低基準

合計点が6割・60点に達しないときは、最優秀提案者としなない。

(4) 契約相手方の決定方法

最高得点者が複数のときは、その中で内容点が最も高い者を契約相手方候補とする。

(5) 契約相手方決定後の手続き

選定委員会での選考に基づき、最優秀提案事業者を決定し、当該事業者と最終的な仕様

等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

(6) 契約保証金

本業務の受託者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約の締結前に納付する必要がある。ただし、福岡市契約事務規則第 25 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

※なお、福岡市において令和 8 年度以降も本件事業を実施することとし予算措置がなされ、かつ、受託事業者において今回の業務の履行状況が良好であると認められる場合は、最大 3 回（令和 9 年度）まで随意契約の相手方となることができる。

17 その他

- (1) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 提出された提案書は、業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (7) 提案書提出後から最優秀提案者選定までの間は、提案書に記載された内容の変更は認めないが、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (8) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。